パブリック・コメントを書く

2020 年 1 月 18 日　東北工業大学　佐藤飛鳥

1. 対応せざるを得ないパブリック・コメントを目指す

民意を伝えるためなので、「県美の移転・集約に反対である」ことだけを書くのも書かないよりは意味がある。しかし、それでは反対意見数のカウントにだけ使用され、中間案の再考、訂正、撤回には至らない可能性が高い。
→戦略的に、対応せざるを得ないパブリック・コメントの数を増やしたい。

パブリック・コメントの具体的な書き方として、県政否定に終止しては建設的ではなく、コメントも十把一絡げにされるので、大まかなパターンとして再検討や返答を促すことのできそうなものを以下に列挙する。

1） 読んでいてわからない点、記載不足の点（プロセス、根拠）を問う
→説明を求め、プロセスや根拠を公開してもらえる（可能性がある）
「どこ」かが重要なので必ず中間案のページ、行を記載する

2） 読んでいて気になった点（自分の考えと違う点）を問う
→これも説明を求めるもの。「公共」施設のあり方を県民に問う中間案は、専門家ではない人にも理解される文章・内容であるべきで、読んでいて引っかかる、気になる点を指摘して説明を求めると詳しい説明がもらえる（可能性がある）
→美術家・建築家・都市計画などの専門家は自らの知識や経験に照らし合わせて矛盾点を書く
これも「どこ」かが重要なので必ず中間案のページ、行を記載する

3） 自らの思いの丈を書いて知らせる
→県美と私、家族、学校の仲間たちとの思い出、記憶、歴史、前川國男の建造物、周辺環境など県美の価値を県民が県以上に理解していることを伝える→県民の数だけエピソードがあり、これらを蔑ろにすべきでないこと、これまでの歴史と、これから次世代に渡って繋いでいくことの価値は金銭的に換算できる価値を上回ることを理解してもらう

4） 具体的にどうしていくべきかを提案する
→実現可能性のある代替案が県民から提案されれば検討する可能性がある
コスト問題が（国からの補助金 45％を得るために性急に移転・集約を進める意図が丸見えで）あり、どうやって現地のまま存続し、修復費用を賄うか、具体案を示す）

2. 理解されやすいパブリック・コメントで確実に意見を伝える

PREP 法を用いてパブリック・コメントを構成する（以下は大学 1 年生必修の「クリティカル・シンキング」の講義で教えている、ビジネスシーンやプレゼンテーションで簡潔で説得力を持って伝えるテクニックの要約）。

Point（結論を完結に冒頭で述べ、これから何を伝えるかを読み手に伝える） **R**eason（結論に至った理由。なぜなら～、というのは～） **E**xample, **E**vidence, **E**pisode（理由を裏付ける例、証拠（統計、具体的な数値、事実）、エピソード（他地域事例やナラティブな経験談も可）。例えば～） **P**oint（まとめて、もう一度念押しの結論）

P: 意見のポイントを最初にまとめる。
　→パブコメを受け取った側が論点を理解しやすい。最終的には大まかに分類されるかもしれないが、多様なポイント、論点があると受け取った側はそれぞれに対して返答が必要と考えるのでは？

R: なぜその結論に至ったのかを説明する。
　→ここはあまり長く書かなくても良い。次の E へのつなぎ。

E: 例、証拠、エピソードで裏付ける。
　→理由の背景にある事例、比較対象としての数字を伴う根拠（参照できるもの。）、価値観として大切にしていることやエピソード、今後の県美への思い、文化政策や都市計画の希望などもこのあたりに。

P: 最後にとどめで結論を。

　難しく考える必要はありません。せっかくパブリック・コメントを提出するのであれば県美の移転・集約を撤回させられることを信じて、可能な範囲で上記にご留意いただければと思います。

宮城県
「県有施設等の再編に関する基本方針（中間案）」に対する御意見の募集について
https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/seisaku/kenyushisetsu-goiken.html?fbclid=IwAR0NTI3wPS7n597pUQSG3VdZNa2Bhwp1T9hDtrfhD0Bk07EwNNcr0onLeyg

4　意見等の提出及び問合せ先
宮城県震災復興・企画部震災復興政策課分権・調整班
〒980-8570　宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8-1
FAX　022-211-2493
E-mail　seisakubpc@pref.miyagi.lg.jp
電話　022-211-2409（電話による意見提出はできません。）

5　意見等の提出方法
- 郵便，ファクシミリ，電子メール
- 別紙様式〔Word ファイル／22KB〕を御利用ください。
- 別紙様式によらない場合も，住所，氏名（団体・企業の場合は，その名称及び代表者の氏名），連絡先（電話番号または電子メールアドレス）を必ず記載してください。氏名，連絡先等の記載のないものは，御意見等の提出があっても「県有施設等の再編に関する基本方針」の策定に当たって考慮することができません。
- 意見等の提出は日本語に限ります。

6　意見の募集期間
令和元年 12 月 24 日（火曜日）から令和 2 年 1 月 31 日（金曜日）まで
なお，郵便については当日消印有効です。

7　今後の予定
県民等の皆様から頂いた御意見等とそれに対する宮城県の考え方につきましては，令和 2 年 2 月頃の最終案と併せて上記「3　関係資料の公表場所」にて公表する予定です。

8　その他
県民等の皆様から頂いた御意見等に対する県の考え方については，個々人に返信することはありません。また，御意見等に記載された氏名（団体・企業名）については，公表する場合があります。